

制度情報

2015年8月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

第十二期全国人民代表大会常務委員会立法規画 (全 102 件)

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(公布日) 2015年8月3日

(施行日) 2015年8月3日

第一類項目：条件が比較的成熟し、任期内に審議に提出する法律草案 (76 件) (抄録)。憲法宣誓制度の確立に関する決定、陸地国境法、民法典編纂、特許法 (修正)、著作権法 (修正)、テロリズム防止法、国外非政府組織管理法、インターネット安全法、水汚染防止処理法 (修正)、大気汚染防止処理法 (修正)、土壌汚染防止処理法、環境保護税法、増値税法、資源税法、不動産税法、中小企業促進法 (修正)

第二類項目：業務を適切にする必要があり、条件が成熟した時に審議に提出する法律草案 (26 件) (抄録)。海洋基本法、商業銀行法 (修正)、先物法、電子商取引法、中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法 (修正)、核安全法、不正競争防止法 (修正)、エネルギー法、循環経済促進法 (修正)

第三類項目：立法条件が具備されておらず、継続して研究論証する必要がある立法項目。財政税收、国家経済の安全、社会信用、宇宙分野、社会救助、農村貧困扶助開発分野等の立法項目。

『中華人民共和国商業銀行法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第 34 号

(公布日) 2015年8月29日

(施行日) 2015年10月1日

改正前に「貸金残高と預金残高との比率は、100 分の 75 を超えてはならない。」と規定されていたが、今回の改正では当該強行規定を削除した。(全 2 条)

中華人民共和国大気汚染防止処理法 (2015 年改正)

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第 31 号

(公布日) 2015年8月29日

(施行日) 2016年1月1日

1. 主な内容

(1) 大気環境を改善するため、地方政府の責任を強化し、地方政府への監督を強化する。総量を超過し、及び目標を達成しなかった地区に対し、区域認可制限を実施し、かつ、地方政府の主たる責任者と面談する。目標を達成しなかった都市に対し、期間付きの目標達成計画を作成し、同級の人民代表大会へ報告するよう要求する。(第3条、第4条、第5条、第7条)

(2) 根源からの防止管理を強化した。(第13条、第33条、第43条等)

(3) 処罰程度を強化した。例えば、新『大気汚染防止処理法』は、現行の『大気汚染防止処理法』における大気汚染事故への罰金上限を50万元とする規定を取り消し、損失金額の倍数による罰金計算及び日ごとの罰金計算へと変更した。(第122条等)

2. 今後の注意点

改正後の新法は129条から成り、法的責任に関する部分だけでも30条あり、この法律は、多くの具体的、対象を絞った要求をしているだけでなく、相応の処罰措置も定めている。具体的処罰行為及び種類は、90種近くあり、この法律の可操作度及び完全性を高めている。関連する生産企業は、この法律の関連規定を十分に重視する必要がある。(全129条)

『食品生産経営監督検査管理弁法（意見聴取稿）』の意見聴取に関する食品薬品監督管理総局の通知

(発令元) 国家食品薬品監督管理総局

(公布日) 2015年8月18日

食品生産経営監督検査行為を規範化するため、食品安全法等の関係する法律、法規の規定に基づき、国家食品薬品監督管理総局は、『食品生産経営監督検査管理弁法』（意見聴取稿）を起草した。社会各界は、2015年9月18日までに、電子メール（rendp@cfda.gov.cn）又はFAX（010-63098765）等により意見又は建議を提出することができる。

民間貸借案件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法积[2015]18号

(公布日) 2015年8月6日

(施行日) 2015年9月1日

1. 主な内容

(1) 人民法院が立件後に、民間貸借紛争案件と関連するが同一でない、違法な資金調達等の犯罪の嫌疑にかかわる手がかり及び資料を発見した場合には、引き続き民間貸借紛争案件を審理し、かつ、当該手がかり及び資料を公安又は檢察機関に移送しなければならない。(第6条)

(2) 法人間、その他の組織間及び法人とその他の組織の間で、生産及び経営上の必要性から締結した民間貸借契約について、契約法第52条、本規定第14条所定の事由を除き、当事者が民間貸借契約の有効性を主張する場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。(第11条)

(3) 企業の法定代表者又は責任者が企業の名義で貸主と民間貸借契約を締結し、貸主、企業又はその株主が当該借金が企業の法定代表者又は責任者に個人的に使用されたことを証明できる場合において、貸主が企業の法定代表者又は責任者を共同被告又は第三者とするよう申し立てるときは、人民法院はこれを許可しなければならない。(第 23 条)

(4) 貸借双方が約定する利率が年率 24%を超えず、貸主が借主に約定した利率に従い利息を支払うよう求める場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。貸借双方が約定する利率が年率 36%を超える場合には、超える部分の利息は無効である。(第 26 条)

2. 今後の注意点

貸主と借主が期限徒過利息を約定し、違約金その他の費用を約定している場合には、貸主は期限徒過利息、違約金その他の費用の主張を選択し、又は一括して主張することができる。ただし、総額が年率 24%を超える部分については、人民法院はこれを支持しない。(全 33 条)

II 法令運用上のケーススタディ解説

競業制限の解除及び補償の基準について

1. 背景

2012 年 6 月、A 社は B 氏と労働契約を締結し、契約期間は 2 年、業務ポストはチーフエンジニア、月給は 50,000 元とした。双方は別途、競業制限協議書及び秘密保持承諾書を締結し、競業制限期間を任職期間及び期間満了後 2 年と約定したが、競業制限にかかる補償基準を定めなかった。

2013 年 7 月 30 日、A 社は事情により B 氏との労働契約を解除し、「労働契約解除通知書」及び「競業制限協議解除通知書」を B 氏に送付した。

B 氏は、A 社に対し競業制限の解除にかかる補償金 360,000 元を求めた。

2. 問題点

- (1) A 社は B 氏と競業制限を約定できるか否か。
- (2) 競業制限にかかる補償基準を約定していない場合において、A 社はどのように B 氏に競業制限補償金を支払うのか。
- (3) A 社が B 氏への競業制限を終了する旨を決定した場合には、「競業制限協議書」の解除を請求できるか、また B 氏に経済的補償を与える必要があるか。

3. 弁護士の分析

- (1) A 社は B 氏と競業制限を約定することができる。『労働契約法』第 24 条によると、使用者はその高級管理人員、高級技術人員その他の秘密保持義務を負う人員と、労働契約の解除又は終了後、当該会社と同類の製品を生産するか経営し、同類の業務に従事する競争関係のある他の会社に入り、又は自ら開業して同類の製品を生産するか経営し、同類の業務に従事することにかかる競業制限期間を約定することができ、期間は 2 年を超えてはならない。B 氏は A 社のチーフエンジニアであり、会社の

高級技術人員であるため、A社はB氏と競業制限を約定することができ、かつ、約定した競業制限期間は2年であり、法定基準の2年を超えていない。以上により、B氏はA社に対し競業制限を履行する義務を負う。

- (2) **競業制限補償金について。**使用者と労働者が競業制限補償金につき約定している場合には、約定に従い履行する必要がある。約定していない場合には、『労働紛争事件を審理する際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈(4)』第6条によると、労働契約又は秘密保持協議に競業制限を約定したが、労働契約の解除又は終了後に労働者に経済補償を与える旨を約定していない場合において、労働者が競業制限義務を履行したときは、労働者は、労働契約の解除又は終了前12ヵ月における労働者の平均賃金の30%の割合に従い月ごとに経済補償金を支払うよう使用者に要求することができる。本案において、A社とB氏は競業制限にかかる補償基準を約定していなかったため、B氏はA社に対し労働契約解除前12ヵ月の平均賃金50,000元の30%、即ち15,000/月の競業制限補償金を支払うよう要求することができる。
- (3) **『競業制限協議書』及び競業制限にかかる補償期間を解除できるか。**『労働紛争事件を審理する際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈(4)』第9条によると、競業制限期間内において使用者は競業制限協議を解除できる。競業制限協議を解除するにあたり使用者は労働者に対し労働者の3ヵ月分の競業制限経済補償金を支払わなければならない。そのため、A社は「競業制限協議書」を解除できるが、B氏に45,000元(15,000元/月×3ヵ月)の競業制限補償金を支払う必要がある。

4. 判決

A社がB氏に対し競業制限補償金45,000元を支払う旨の判決が下された。

5. 留意点

- (1) **競業制限の適用人員** 上記規定に基づき、使用者が競業制限を約定できる人員は、高級管理人員、高級技術人員その他の秘密保持義務を負う人員である。ポイントは、関連人員が秘密保持義務を負う点であり、秘密保持義務を負わない人員(例:普通の従業員)とは競業制限を約定してはならず、約定した場合には無効となるおそれがある。
- (2) **競業制限補償金の支払い** 『労働契約法』第23条によると、競業制限補償金は月ごとに支払わなければならない、かつ、労働関係の解除又は終了後に支払う必要があり、通常、労働契約の解除又は終了前に賃金と共に支払ってはならず、さもなくば労働者が競業制限補償金の追加支払いを要求し、又は労働者が使用者による3ヵ月分の競業制限補償金の未払いを理由に競業制限協議を解除するも、使用者に違約金を支払う必要がない、というリスクが生ずる。
競業制限協議には競業制限補償金の支払基準を約定する必要があり、さもなくば労働契約解除前12ヵ月の平均賃金の30%を基準として競業制限補償金を支払う必要がある。

- (3) **競業制限協議の解除** 使用者は労働者による「競業制限協議書」の履行を必要としなくなった場合には、遅滞なく労働者に「競業制限協議書」の解除を通知する必要がある、さもなくば労働者に遅滞なく通知しなかったことにより「競業制限協議書」が解除不能となる。